

## 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターと称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は、業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団追放のための監視活動を行うこと。
- (12) 暴力団追放に関する情報の収集及び提供並びに調査活動を行うこと。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、静岡県において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (財産の管理)

第7条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものについては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員

である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用の支給の基準

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないとしたことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表して、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第28条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別な職務を執行した理事又は監事にはその対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規程によるものとする。  
(責任の免除)

第36条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び副会長)

第37条 この法人に会長1名、副会長4名を置く。

- 2 会長は静岡県知事、副会長は静岡県議会議長、静岡県弁護士会会長、静岡県警察本部長及び静岡県自治会連合会会長の職にある者をもって充て、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長の任期は、それぞれの職にある期間とする。
- 4 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べるすることができる。

(顧問)

第38条 この法人に、30人以上50人以内の顧問を置く。

- 2 顧問は、静岡県くらし・環境部長の職にある者並びに地域暴力追放協議会組織及び職域暴力追放協議会組織の会長の中から理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、それぞれの職にある期間とする。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第39条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定



(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第36条の責任の免除

（招集）

第42条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第50条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、専門的な事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする次の専門委員会を設置することができる。

- (1) 民事介入暴力専門委員会
- (2) 資金源封圧専門委員会
- (3) 施設等暴力排除専門委員会
- (4) 事務所撤去専門委員会
- (5) 企業対象暴力専門委員会
- (6) 暴力相談調査専門委員会

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 暴力団追放友の会会員

(友の会会員)

第51条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を暴力団追放友の会会員とすることができる。

2 暴力団追放友の会会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程
- (7) 事業計画書等

(8) 事業報告及び計算書類

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める書類

2 前項各号の書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

### (定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条に規定する評議員の選任等についても適用する。

### (解散)

第55条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 14 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小柳津茂助、専務理事は堤京一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
栗田明美 安本睦 河合成人 梅原秀夫 福田清 内山謙一 山本友祥 瀬野真志  
安本守男 笠井洋明
- 5 この定款の改正は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター理事・監事

役職名	氏名	現職名等	就任区分
非常勤理事	荻野 祐司	富士市市民部市民安全課長	重任
〃	岩井 亮憲	藤枝市市民協働部交通安全・地域安全課長	就任
〃	入戸野 明	静岡県暮らし・環境部県民生活局 暮らし交通安全課長	重任
〃	小川 潮	静岡県社交飲食業生活衛生同業組合理事長 静岡県社交飲食業防犯協会長	就任
〃	成宮 康晴	静岡県遊技業協同組合専務理事 静岡県遊技業防犯協会連合会専務理事	〃
〃	青木 恒博	静岡県ゴルフ場協会専務理事 静岡県ゴルフ場協会暴力防犯対策協議会副会長	重任
〃	鈴木 敦之	遠州鉄道株式会社総務部長	〃
〃	今川 桂一	静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策課長	就任
非常勤理事 (理事長・ 代表理事)	酒井 公夫	静岡鉄道株式会社代表取締役会長	重任
常勤理事 (専務理事 ・代表理事)	面本 眞也	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター 専務理事兼事務局長	〃
非常勤監事	村松 敏充	焼津市市民環境部暮らし安全課長 兼市民相談室長兼焼津市消費生活センター所長	〃
〃	永野 英行	一般社団法人静岡県信用金庫協会常務理事	〃

## 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター評議員

役職名	氏名	現職名等	就任区分
評議員	山内 良太	沼津市政策推進部地域自治課長	就任
〃	望月 一竹	静岡市市民局生活安全安心課長	〃
〃	大城 秀寛	浜松市市民部市民生活課長	〃
〃	岩間 雄一	(公社)静岡県産業廃棄物協会長 静岡県産業廃棄物協会暴力追放推進協議会長	重任
〃	徳山 秀秋	(一社)生命保険協会静岡県協会事務局長 静岡県生保警察情報連絡協議会事務局長	〃
〃	天野 崇志	(一財)静岡県銀行協会専務理事 静岡県金融機関警察連絡協議会幹事	〃
〃	内山 景太	静岡東海証券株式会社代表取締役社長 静岡県証券警察連絡協議会長	〃
〃	山城 隆史	鈴与株式会社総務部長	就任
〃	瀬野 真志	静岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長	〃
〃	原田 達彦	静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局長	〃

## 令和4年度事業報告書

### 事業実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 1 公益事業1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

(目的) 暴力団等による不法・不当な行為の被害者等の保護・救済

#### (1) 相談、助言事業【定款第4条第1項第3・4・5・6号】

ア 被害等の相談は、専門的知識や経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）が面接、電話等によって受理し、必要により警察等関係機関と連携して解決を図った。

イ 常勤3名の相談委員のほか、非常勤の弁護士2名、保護司3名、少年指導委員2名の体制を維持している。

ウ 期間中の暴力相談受理件数は、582件であった。

エ 4月20日、当法人が委嘱する暴力追放相談委員との相談委員連絡会議を開催した。

#### (2) 助成、貸付事業【定款第4条第1項第9号】

ア 離脱者雇用給付金支給

該当事案なし

イ 民事訴訟費用の無利子貸付

該当事案なし

ウ 被害者見舞金支給

該当事案なし

エ 差止請求関連事業

該当事案なし

令和3年度末に和解した富士宮市所在の山口組二次団体の事務所使用差止請求につき、令和4年7月15日に富士宮市から負担金受領。

オ 暴力団事務所等撤去に伴う費用

該当事案なし

### 2 公益事業2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業

(目的) 県民に対する暴力団等からの被害防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚

(1) 広報啓発事業【定款第4条第1項第1号】

ア 広報啓発資料の配布

当法人の設立目的、事業内容を周知し、「暴力団追放三ない運動+1」の啓発、暴力相談の活性化や事業効果の高揚を図るために、市・町等で組織された地域暴力追放推進協議会26団体及び業界・企業等で組織された職域暴力追放推進協議会41団体等の事業所のほか、情報連絡会、講演会等で広報資料を配布した。

・反社対策マニュアル	17,000部
・暴力団排除啓発シール	3,000部
・暴力団排除啓発紙ファイル	2,000部
・暴力団排除啓発ポスター	1,500部
・暴力団排除リーフレット	2,000部

イ 交通機関活用の広報

(ア) 県東部、中部、西部の各地区において、路線バス各2台に暴力団排除の車体広告を活用した。

(イ) 富士宮市営バス車内に上記当法人独自ポスターを掲載した。

ウ ホームページの活用

ホームページの構成替えを行い、閲覧性の改善を図った。

また、暴追センターだよりを13回掲出したほか、上記路線バス広報の掲載など、事業との連動を図った。

エ 視聴覚資料の無償貸出

企業、行政機関等に対して、啓発DVDの貸出を10回行った。

・暴力団員による不当要求行為の対応要領等

オ 暴力追放県民大会

11月22日、浮月楼において、第38回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会を開催した。

なお、コロナ禍につき従来の規模を大幅に縮小し、表彰式メインの式典とした。

カ デジタルサイネージ広報

上記県民大会に連動して、県東部、中部、西部各地区の主要駅等において、元静岡県警察官で格闘家の関根シュレック秀樹氏を活用したデジタルサイネージ広報を実施した。

(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業【定款第4条第1項第2・8号】

ア 企画指導・資料提供

県民総ぐるみによる暴力団排除活動を推進するため、地域・職域暴力追放推進協議会等に対し、広報啓発用のパンフレット、機関紙等の資料の提供及び啓発DVDの貸出などのほか、活動助言等の支援を行った。



イ 職員の派遣状況

(ア) 地域暴力追放団体の総会、大会 9回

	日	名称	出席者
1	5月30日	沼津市暴力追放推進協議会総会	次長
2	6月3日	焼津市暴力追放推進協議会総会	次長
3	7月19日	富士宮市暴力団追放推進協議会総会	専務等
4	10月30日	下田警察署管内暴力追放、銃器・薬物根絶住民大会	次長
5	11月16日	御殿場市・小山町安全・安心大会	専務等
6	12月10日	暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会(浜松市)	相談委員
7	12月15日	熱海市市民安全大会	専務
8	12月22日	富士宮安全・安心まちづくり市民大会	専務等
9	2月4日	富士市暴力追放・薬物乱用防止市民大会	専務

(イ) 職域暴力追放団体総会、大会 12回

	日	名称	出席者
1	5月11日	生保警察情報連絡協議会総会	専務
2	5月20日	静岡県印刷工業組合暴力団排除対策協議会総会	専務
3	5月30日	中央新幹線静岡県内建設工事暴力団等排除対策協議会定時総会	専務
4	6月15日	静岡商工会議所暴力追放推進協議会総会	専務
5	6月15日	静岡県産業廃棄物協会暴力追放推進協議会大会	専務
6	7月15日	伊豆いで湯の郷暴力団等排除対策協議会総会	次長
7	7月27日	静岡県証券警察連絡協議会総会・暴力追放大会	専務
8	9月9日	静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会	専務
9	11月18日	静岡県公共料金等暴力対策協議会総会	専務
10	11月28日	静岡県公営競技連絡協議会暴力追放・防犯連絡会議	相談委員
11	11月30日	静岡県社交飲食業防犯協会風俗環境浄化・暴力追放大会	専務
12	12月7日	静岡国道事務所不当要求防止協議会定例会	専務

(ウ) 暴追団体、企業、行政機関等の研修会等 36回

	日	名称	出席者
1	4月26日	建通新聞主催静岡県入札契約制度説明会(東部地区)	相談委員
2	4月27日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(西部地区)	専務
3	5月11日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(中部地区)	専務
4	5月11日	建通新聞主催静岡県入札契約制度説明会(西部地区)	相談委員
5	5月13日	建通新聞主催静岡県入札契約制度説明会(中部地区)	相談委員
6	5月24日	静岡県警察本部少年課少年指導委員研修会	次長
7	5月24日	静岡県就労支援事業者機構総会	専務
8	5月25日	静岡県企業防衛対策協議会ブロック会議(東部地区)	専務

9	6月1日	静岡国道事務所静岡ブロック不当要求防止対策連絡会	専務
10	6月21日	浜松市暴力追放推進員研修会	次長
11	7月27日	御殿場駅地区暴力団との絶縁推進委員会総会	次長
12	7月29日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
13	8月5日	静岡地方税滞納整理機構主催研修	次長
14	8月25日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
15	10月7日	静岡県信用保証協会・警察等連絡会	専務等
16	10月12日	生保協会静岡県協会次席会研修会	次長
17	10月18日	大仁警察署管内ゴルフ場暴力防犯連絡協議会	次長
18	10月19日	藤枝警察署管内繁華街対策活動	次長
19	10月22日	新通学区暴力追放・交通安全大会	相談委員
20	10月25日	静岡県銀行協会火曜会	次長
21	10月26日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
22	10月28日	庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会	相談委員
23	1月13日	三菱電機株式会社静岡製作所社会渉外力向上研修	次長
24	1月17日	静岡県警備業協会新年互礼会	相談委員
25	1月20日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会伊豆地区	次長
26	1月26日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会静岡地区	次長
27	1月30日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会中・東遠地区	次長
28	2月8日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会清水地区	次長
29	2月9日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会富士地区	次長
30	2月10日	静岡県信用金庫協会窓口情報交換連絡協議会	次長
31	2月13日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会沼津地区	次長
32	2月16日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会浜松地区	次長
33	2月27日	熱海警察署管内神社奉賛会暴力団排除連絡会議	相談委員
34	3月1日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
35	3月8日	下田警察署管内暴力追放推進協議会下田地区勉強会	次長
36	3月9日	静鉄グループ反社会的勢力対策協議会セミナー	相談委員

ウ 暴追団体事務局責任者の連絡会議

5月26・27日、地域・職域暴追団体の事務局責任者及び警察との連絡会議を開催した。

(3) 監視、情報収集、提供、調査活動事業【定款第4条第1項第11・12号】

ア 各種活動及び新聞、雑誌、書籍、インターネットなどから情報収集し、暴力団排除及び暴力団組織の現状等を調査・把握に努めた。

イ 県外暴追センターとの連携で、情報交換及び調査等を行った。

ウ 警察の派遣職員が、祭礼における露店の視察、暴力団事務所の視察、繁

華街における意見聴取活動に従事した。

エ 民暴委員会の県内研修会に出席、全国、関東圏の研修会等にリモート参加し、各種対応等の研鑽を図った。

(4) 少年指導委員に対する育成事業【定款第4条第1項第10号】

少年指導委員に対する研修（警察主催）において、暴力団排除に係る講話を実施した。

(5) 表彰、コンクール事業【定款第4条第1項第13号】

ア 暴力追放功労表彰（暴力追放活動の取組）を5個人・4団体に授与し、感謝状（事業推進への協力）を2団体に贈呈したほか、防犯協会連合会と共催した標語コンクールの表彰を行った。

イ 上級表彰については、全国暴力追放功労表彰を1個人・1団体が、関東管区内暴力追放功労表彰を1個人が受賞した。

### 3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業（静岡県公安委員会からの委託事業）  
（目的） 企業・行政機関等に対する暴力団による不当要求・不正行為等の被害防止

(1) 不当要求防止責任者に対する講習事業【定款第4条第1項第7号】

ア 静岡県公安委員会から委託を受けて、令和4年度の不当要求防止責任者講習を開催した。

イ 令和4年度は、71回の開催で2,402人が受講した。

※ 受講者は、企業及び行政機関等が選任した不当要求防止責任者

ウ 受講者には、暴力団等反社会的勢力からの被害防止に関する知識技能を教示し、不当要求防止責任者の普及と育成を図った。

以上

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	9,780,466	8,957,090	823,376
基本財産運用益	9,780,466	8,957,090	823,376
②特定資産運用益	91,986	1,962	90,024
特定資産運用益	91,986	1,962	90,024
③受託事業収益	4,000,000	4,000,000	0
公安委員会受託事業収益	4,000,000	4,000,000	0
④受取寄附金等	3,096,692	5,101,274	△ 2,004,582
受取寄附金等	3,096,692	5,101,274	△ 2,004,582
⑤友の会会費	18,169,780	18,005,000	164,780
友の会会費	18,169,780	18,005,000	164,780
⑥適格訴訟助成金収入等	2,186,019	650,000	1,536,019
適格訴訟助成金収入	2,186,019	650,000	1,536,019
訴訟費用貸付金返済収入	0	150,000	△ 150,000
⑦雑収益	39,454	66,007	△ 27,213
受取利息	184	282	△ 98
雑収入	39,270	66,385	△ 27,115
経常収益計	37,364,397	36,781,993	582,404
(2) 経常費用			
①事業費	29,481,106	31,802,301	△ 2,321,195
役員報酬	2,880,000	4,190,372	△ 1,310,372
報酬手当	11,943,406	11,472,480	470,926
賞与引当金繰入	1,703,266	1,657,615	45,651
法定福利費	4,331,955	4,146,732	185,223
賃借料・使用料	2,206,748	2,027,836	178,912
光熱水費	105,844	49,949	55,895
印刷製本費	1,609,402	850,730	758,672
通信運搬費	1,111,135	1,117,209	△ 6,074
旅費交通費	307,792	177,130	130,662
会議費	0	11,610	△ 11,610
広報宣伝費	1,466,850	1,576,880	△ 110,030
県民大会費	41,269	9,792	31,477
適格訴訟費	270,174	3,124,461	△ 2,854,287
調査研究費	120,560	131,854	△ 11,294
報酬費	252,000	408,000	△ 156,000
手数料	127,154	29,968	97,186
消耗品費	174,595	312,082	△ 137,487
消耗品什器備品費	359,860	88,330	271,530
減価償却費	176,612	214,944	△ 38,332
車両管理費	238,844	141,319	97,525
保険料	53,640	53,840	△ 200
修繕費	0	9,118	△ 9,118
②管理費	7,671,628	7,843,846	△ 172,218
役員報酬	720,000	1,047,587	△ 327,587
報酬手当	2,965,845	2,868,113	117,732
賞与引当金繰入	425,816	414,404	11,412
法定福利費	1,104,268	1,036,669	67,599
退職金	317,232	317,232	0
福利厚生費	88,892	79,178	9,714
賃借料・使用料	416,427	401,211	15,216
光熱水費	27,511	12,488	15,023
印刷製本費	4,622	7,759	△ 3,137
通信運搬費	240,206	237,065	△ 96,859
旅費交通費	29,564	34,198	△ 4,634
会議費	1,134	3,392	△ 2,258
報酬費	595,440	720,000	△ 124,560
租税公課	153,307	40,300	113,007
手数料	85,988	78,674	7,314
負担金	141,600	144,600	△ 3,000
交際費	9,302	43,278	△ 13,976
消耗品費	41,140	38,383	2,757
消耗品什器備品費	237,766	205,700	32,066
車両管理費	7,386	4,369	3,017
修繕費	0	232	△ 232
雑費	18,182	8,964	9,218
経常費用計	37,152,734	39,646,147	△ 2,493,413
評価損益等調整前当期経常増減額	211,663	△ 2,864,154	3,075,817
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	211,663	△ 2,864,154	3,075,817
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	211,663	△ 2,864,154	3,075,817
一般正味財産期首残高	72,983,289	75,847,443	△ 2,864,154
一般正味財産期末残高	73,194,952	72,983,289	211,663
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	2,100,000	0	2,100,000
受取寄附金	2,100,000	0	2,100,000
当期指定正味財産増減額	2,100,000	0	2,100,000
指定正味財産期首残高	845,589,107	845,589,107	0
指定正味財産期末残高	847,689,107	845,589,107	2,100,000
III 正味財産期末残高	920,884,059	918,572,396	2,311,663



## 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	12,003,217	12,359,699	△ 356,482
未収金	363,640	363,640	0
前払金	157,500	172,500	△ 15,000
流動資産合計	12,524,357	12,895,839	△ 371,482
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	15,125,000	215,125,000	△ 200,000,000
投資有価証券	800,000,000	600,000,000	200,000,000
基本財産合計	815,125,000	815,125,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	4,024,881	3,707,649	317,232
減価償却引当預金	3,500,000	3,500,000	0
事業活動健全化預金	10,000,000	30,000,000	△ 20,000,000
事業活動健全化資産	20,000,000	0	20,000,000
訴訟費用準備金預金	10,000,000	10,000,000	0
暴力団事務所等撤去準備金預金	19,000,000	18,500,000	500,000
指定寄附金準備金預金	32,564,107	30,464,107	2,100,000
特定資産合計	99,088,988	96,171,756	2,917,232
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
電話加入権	291,200	291,200	0
ソフトウェア	252,164	113,576	138,588
その他固定資産合計	543,365	404,777	138,588
固定資産合計	914,757,353	911,701,533	3,055,820
資産合計	927,281,710	924,597,372	2,684,338
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	79,474	84,135	△ 4,661
未払金	164,214	161,173	3,041
賞与引当金	2,129,082	2,072,019	57,063
流動負債合計	2,372,770	2,317,327	55,443
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,024,881	3,707,649	317,232
固定負債合計	4,024,881	3,707,649	317,232
負債合計	6,397,651	6,024,976	372,675
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金・助成金	810,354,000	810,354,000	0
民間補助金・助成金	4,771,000	4,771,000	0
指定寄附金	32,564,107	30,464,107	2,100,000
指定正味財産合計	847,689,107	845,589,107	2,100,000
(うち基本財産への充当額)	(815,125,000)	(815,125,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(32,564,107)	(30,464,107)	(2,100,000)
2. 一般正味財産	73,194,952	72,983,289	211,663
(うち特定資産への充当額)	(62,500,000)	(65,707,649)	(△ 3,207,649)
正味財産合計	920,884,059	918,572,396	2,311,663
負債及び正味財産合計	927,281,710	924,597,372	2,684,338

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の有価証券：取得原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
法人税法の規定に基く定額法
- (3) 引当金の計上基準  
賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。  
退職給付引当金は、当財団の規程に基づき、期末要支給額の100%を計上している。
- (4) リース取引の処理方法  
リース料の支払時に費用処理している

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	215,125,000	—	200,000,000	15,125,000
投資有価証券	600,000,000	200,000,000	—	800,000,000
小計	815,125,000	200,000,000	200,000,000	815,125,000
特定資産				
退職給付引当預金	3,707,649	317,232	—	4,024,881
減価償却引当預金	3,500,000	—	—	3,500,000
事業活動健全化預金	30,000,000	—	20,000,000	10,000,000
事業活動健全化資産	—	20,000,000	—	20,000,000
訴訟費用準備金預金	10,000,000	—	—	10,000,000
暴力団事務所等撤去準備金預金	18,500,000	500,000	—	19,000,000
指定寄附金引当預金	30,464,107	2,100,000	—	32,564,107
小計	96,171,756	22,917,232	20,000,000	99,088,988
合計	911,296,756	222,917,232	220,000,000	914,213,988

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	15,125,000	15,125,000	—	—
投資有価証券	800,000,000	800,000,000	—	—
小計	815,125,000	815,125,000	—	—
特定資産				
退職給付引当預金	4,024,881	—	—	4,024,881
減価償却引当預金	3,500,000	—	3,500,000	—
事業活動健全化預金	10,000,000	—	10,000,000	—
事業活動健全化資産	20,000,000	—	20,000,000	—
訴訟費用準備金預金	10,000,000	—	10,000,000	—
暴力団事務所等撤去準備金預金	19,000,000	—	19,000,000	—
指定寄附金引当預金	32,564,107	32,564,107	—	—
小計	99,088,988	32,564,107	62,500,000	4,024,881
合計	914,213,988	847,689,107	62,500,000	4,024,881

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,250,000	3,249,999	1
ソフトウェア	3,932,192	3,680,028	252,164
合計	7,182,192	6,930,027	252,164

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
第112回20年利付国債	50,000,000	56,010,000	6,010,000
第146回20年利付国債	50,000,000	56,218,750	6,218,750
静岡県第9回30年公募公債	100,000,000	106,450,000	6,450,000
静岡県第29回20年公募公債	100,000,000	90,790,000	△ 9,210,000
第48回東京電力パワーグリッド債	100,000,000	90,270,000	△ 9,730,000
第56回ソフトバンクグループ社債	100,000,000	97,650,000	△ 2,350,000
三菱UFJ証券円建外債	100,000,000	98,570,000	△ 1,430,000
第54回東電パワーグリッド10年債	100,000,000	98,540,000	△ 1,460,000
第51回東電パワーグリッド15年債	100,000,000	92,120,000	△ 7,880,000
三菱UFJフィナンシャルG第30回無担保社債	20,000,000	19,376,000	△ 624,000
合計	820,000,000	805,994,750	△ 14,005,250

## 付属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、その内容を財務諸表に注記しているため、記載を省略しております。

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,072,019	2,129,082	2,072,019	—	2,129,082
退職給付引当金	3,707,649	317,232	—	—	4,024,881



財産目録  
令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管		11,781	
	預金	普通預金 静岡銀行県庁支店	運転資金として	11,991,436	
	未収金			363,640	
	前払金		前払利息等	157,500	
流動資産合計				12,524,357	
(固定資産)					
基本財産	投資有価証券	第112回20年利付国債	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用 49%は管理費の財源として使用	50,000,000	
		第146回20年利付国債		50,000,000	
		静岡県第9回30年公募公債		100,000,000	
		静岡県第29回20年公募公債		100,000,000	
		第48回東京電力パワーグリッド債		100,000,000	
		第56回ソフトバンクグループ社債		100,000,000	
		三菱UFJ証券円建外債		100,000,000	
		第54回東電パワーグリッド10年債		100,000,000	
		第51回東電パワーグリッド15年債		160,000,000	
		定期預金		静岡銀行県庁支店	15,125,000
特定資産	退職給付引当預金	定期預金 静岡銀行県庁支店	職員1名に対する退職金の支払いに備えた積立預金	4,024,881	
	減価償却引当預金	定期預金 静岡銀行県庁支店	固定資産の買替支出に備えた積立預金	3,500,000	
	事業活動健全化預金	定期預金 静岡銀行県庁支店	公益目的保有資産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用	10,000,000	
	事業活動健全化資産	三菱UFJフィナンシャルG第30回無担保社債	公益目的保有資産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用	20,000,000	
	訴訟費用準備金	定期預金 静岡銀行県庁支店	事務所使用差止め請求訴訟費用として管理している預金	10,000,000	
	暴力団事務所等撤去準備金	定期預金 静岡銀行県庁支店	暴力団事務所等撤去費用として管理している預金	19,000,000	
	指定寄附金準備金	定期預金 静岡銀行県庁支店	公益目的事業の財源として管理している預金	32,564,107	
	その他の固定資産	車両運搬具		公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している割合は85%	1
		電話加入権			291,200
		ソフトウェア		相談処理システムソフトとして使用	252,164
固定資産合計				914,757,353	
資産合計				927,281,710	
(流動負債)	預り金	源泉徴収税	職員の源泉徴収税	79,474	
	未払金	社会保険未払い金	職員の社会保険料	164,214	
	賞与引当金	職員賞与引当金	職員の賞与支払いの備え	2,129,082	
流動負債合計				2,372,770	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員1名に対する退職金支払いの備え	4,024,881	
固定負債合計				4,024,881	
負債合計				6,397,651	
正味財産				920,884,059	

## 令和5年度事業計画

### 1 公益事業1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

(目的) 暴力団等による不法・不当な行為の被害者等の保護・救済

#### (1) 相談、助言事業【定款第4条第1項、第3・4・5・6号】

##### ア 種別

- (ア) 暴力団員による不当な行為等に関する相談対応
- (イ) 少年に対する暴力団の影響排除に関する活動
- (ウ) 暴力団離脱希望者に対する社会復帰支援活動
- (エ) 事務所周辺の住民等に対する支援活動

##### イ 対応

- (ア) 専門的知識や経験を有する暴力追放相談委員
  - ・ 常勤3名
  - ・ 非常勤7名(民暴弁護士・保護司・少年指導委員)
- (イ) 面接・電話等での相談可

##### ウ 内容

- (ア) 相談内容に応じた助言指導
- (イ) 必要に応じて、警察等関係機関と連携対応

##### エ 離脱者の円滑な社会復帰に向けた環境整備

- (ア) 就労支援・口座開設支援等
- (イ) 雇用賛助企業の確保及び関係機関等との連携強化
  - ・ 県警社会復帰アドバイザー ・ 福岡県警「広域連携協定」
  - ・ 静岡保護観察所「刑務所出所者等支援協議会」
  - ・ NPO法人静岡県就労支援事業者機構等

##### オ 事務所撤去・使用差止訴訟等

- (ア) 撤去活動に対する支援
- (イ) 使用差止に関する適格訴訟制度の活用
  - ・ 事務所付近の住民等の委託で適格都道府県センターとして対応  
当法人が訴訟等を行い、その費用等を負担(住民等に請求可)
  - ・ 対応要領の検討及び訴訟費用の整備等  
県警、県民暴委員会及び自治体等との連携強化

#### (2) 助成、貸付事業【定款第4条第1項、第9号】

##### ア 離脱者雇用給付金支給

- ・ 対象 離脱者就労支援事業として、元暴力団員を一定期間雇用した事業者
- ・ 金額 5万円を限度に支給

##### イ 民事訴訟費用の無利子貸付

- ・ 対象 事務所明渡し及び暴力団犯罪の被害者等救済損害賠償請求の訴訟費用

- ・ 金額 50万円を限度に貸付
- ウ 被害者見舞金支給
  - ・ 対象 暴力団による傷害事件の被害者
  - ・ 金額 被害程度に応じて、見舞金5万円または10万円を支給
- エ 不動産取得費用等の一時負担等
  - ・ 対象 事務所撤去に伴う不動産取得等で一時負担（住民等に請求）

## 2 公益事業2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業  
 (目的) 県民に対する暴力団等からの被害防止に関する知識の普及及び  
 暴力団排除意識の高揚

### (1) 広報啓発事業【定款第4条第1項、第1号】

- ア 広報啓発
  - ・ 当法人ホームページ、サイネージなどを始め、各種広報媒体を活用した情報発信活動
  - ・ 「反社対策マニュアル」、「暴追センターだより」などの資料発行
  - ・ ポスター、暴排グッズなどの作成配布
- イ 少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発
  - ・ 県警と連携した情報発信、資料配布等
- ウ 視聴覚資材の無償貸出
  - ・ 対象 暴力追放団体、企業及び行政機関等
  - ・ 資材 暴力団排除要領などのDVD（約50種類）
- エ 暴力追放県民大会の開催
  - ・ 名称 令和5年度暴力追放・銃器根絶静岡県民大会
  - ・ 目的 県民の暴力団排除意識の高揚（暴力団排除功労者等の表彰）
  - ・ 予定 11月21日(火) 静岡市民文化会館（警察等と共催）

### (2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業【定款第4条第1項、第2・8号】

- ア 暴追活動の指導援助
  - ・ 対象 暴力追放に取り組む団体・事業所等
  - ・ 内容 活動に関する企画・指導及び広報啓発資料の提供等
- イ 暴追に関する講師派遣
  - ・ 対象 暴力追放に関する各種大会、協議会、研修会、講習会等
  - ・ 内容 職員による暴力団情勢や被害防止の対処要領等の講話等
- ウ 暴追団体の設立支援
  - ・ 対象 暴追協議会が未設立の業界団体等（設立組織約70団体）
  - ・ 内容 設立に向けた助言指導等

### (3) 少年指導委員に対する育成事業【定款第4条第1項、第10号】

- ・ 対象 少年指導委員(県公安委員会委嘱、定数190人)
- ・ 内容 暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響、排除要領等の指導  
 県警主催の研修会等に職員派遣等

(4) 監視、情報の収集・提供、調査活動事業【定款第4条第1項、第11・12号】

- ア 県警と連携した暴力団事務所等の監視活動
- イ 新聞、雑誌、インターネットなどを活用した情報収集
- ウ 県外暴追センターとの情報交換及び調査等
- エ 講演・講習会等を通じた必要な情報提供等

(5) 表彰、コンクール事業【定款第4条第1項、第13号】

- ア 暴力追放功労表彰（感謝状を含む）
  - ・ 対象 暴力団排除活動に功労のあった個人・団体等の表彰等
  - ・ 上申 関東管区内暴力追放功労表彰、全国暴力追放功労表彰等
- イ 標語コンクール
  - ・ 防犯協会連合会と共催（6月審査予定）

### 3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業（静岡県公安委員会からの委託事業）  
【定款第4条第1項、第7号】

（目的） 企業・行政機関等に対する暴力団による不当要求・不正行為等の被害防止

- (1) 対象 企業、事業所等が職員の中から選任した不当要求防止責任者
  - ・ 受講者に公安委員会の受講修了書を交付
- (2) 内容 暴力団情勢、暴排関係法令、不当要求対応要領等
  - ・ 不当要求防止責任者の育成
  - ・ 被害防止の知識技能の普及及び暴排意識の高揚
  - ・ 講師は警察官、相談委員、民暴弁護士
  - ・ 反社対策マニュアル、DVDの活用
- (3) 方針 安全で安定的な講習の実施
  - ・ 概ね50回の開催、受講者2,000人程度を実施
  - ・ コロナ感染防止対策の徹底
  - ・ 感染状況に応じ、開催可否及び規模等を判断
  - ・ 基本の対面方式に加え、オンライン方式導入の検討準備

令和5年度 収支予算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和4年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産運用益	10,920,000	9,780,000	1,140,000
② 特定資産運用益	180,000	90,000	90,000
③ 受託事業収益	4,000,000	4,000,000	0
公安委員会受託事業収益			
④ 受取寄附金等	4,000,000	3,100,000	900,000
受取寄附金等			
⑤ 友の会会費	18,000,000	18,200,000	△ 200,000
友の会会費			
⑥ 助成金	0	2,180,000	△ 2,180,000
適格訴訟費助成金			
⑦ 雑収益	1,000	1,000	0
受取利息			
雑収入	0	40,000	△ 40,000
経常収益合計額	37,101,000	37,391,000	△ 290,000
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	2,880,000	2,880,000	0
報酬手当	14,000,000	13,800,000	200,000
賞与引当金繰入	1,670,000	1,670,000	0
法定福利費	4,540,000	4,540,000	0
賃借料・使用料	2,150,000	2,120,000	30,000
光熱水費	120,000	120,000	0
印刷製本費	1,600,000	1,600,000	0
通信運搬費	1,150,000	1,150,000	0
旅費交通費	660,000	300,000	360,000
会議費	100,000	20,000	80,000
広報宣伝費	2,000,000	1,500,000	500,000
県民大会費	300,000	50,000	250,000
社会復帰対策費	100,000	50,000	50,000
訴訟費用貸付費	500,000	200,000	300,000
適格訴訟費	300,000	270,000	30,000
見舞金支給費	200,000	100,000	100,000
調査研究費	150,000	120,000	30,000
報酬費	290,000	290,000	0
手数料	100,000	100,000	0
再雇用促進費	50,000	50,000	0
消耗品費	200,000	200,000	0
消耗什器備品費	200,000	400,000	△ 200,000
減価償却費	90,000	180,000	△ 90,000
車両管理費	150,000	250,000	△ 100,000
保険料	60,000	60,000	0
修繕費	80,000	20,000	60,000
事業費合計額	33,640,000	32,040,000	1,600,000
② 管理費			
役員報酬	720,000	720,000	0
報酬手当	3,450,000	3,450,000	0
賞与引当金繰入	420,000	420,000	0
法定福利費	1,130,000	1,130,000	0
退職金	320,000	320,000	0
福利厚生費	100,000	100,000	0
賃借料・使用料	400,000	400,000	0
光熱水費	30,000	30,000	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
通信運搬費	250,000	250,000	0
旅費交通費	50,000	20,000	30,000
会議費	10,000	10,000	0
報酬費	780,000	630,000	150,000
租税公課	110,000	160,000	△ 50,000
手数料	100,000	90,000	10,000
負担金	150,000	150,000	0
交際費	50,000	50,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
消耗什器備品費	250,000	250,000	0
車両管理費	20,000	10,000	10,000
修繕費	20,000	10,000	10,000
雑費	30,000	10,000	20,000
管理費合計額	8,450,000	8,290,000	160,000
経常費用合計	42,090,000	40,330,000	1,760,000
当期経常増減額	△ 4,989,000	△ 2,939,000	△ 2,050,000
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,989,000	△ 2,939,000	△ 2,050,000
一般正味財産期首残高	70,044,289	72,983,289	△ 2,939,000
一般正味財産期末残高	65,055,289	70,044,289	△ 4,989,000
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取寄附金等	0	2,100,000	△ 2,100,000
一般正味財産へ振替	0	0	0
指定正味財産増減額	0	2,100,000	△ 2,100,000
指定正味財産期首残高	847,689,107	845,589,107	2,100,000
指定正味財産期末残高	847,689,107	847,689,107	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>912,744,396</b>	<b>917,733,396</b>	<b>△ 4,989,000</b>

